

改正出入国管理法成立について

12月8日(土)未明の本会議で、外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法を自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

政府は4月から新制度導入を目指し、詳細な制度設計などの準備を進める。

改正法は、新たな在留資格「特定技能」の1号と2号を創設。

1号：在留期間最長5年、家族を帯同できない。

2号：更新を続ければ長期滞在が可能、家族帯同できる。

また、法務省入国管理局を格上げし、出入国在留管理庁を新設。外国人の在留管理や受け入れ企業の指導・監督を行う。

具体的な制度の多くは法務省令などに委ねている。政府は年内に、外国人の受け入れ規模などを定めた「分野別運用方針」や、日本語教育などの外国人支援策を盛り込んだ「総合的対応策」を取りまとめる方針だ。

これに先立ち、野党が提出した安倍晋三首相と山下法相に対する問責決議案は7日夜の参院本会議で、いずれも与党などの反対多数で否決された。

参院法務委員会は、適正な賃金支払いや悪質ブローカーの防止などを求める付帯決議を、与党と国民民主党などの賛成多数で採択した。

特定技能 1 号：不足する人材の確保を図るべき、産業上の分野の属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能 2 号：同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格